

(1) 青森市子ども医療費助成条例（平成十七年条例第二百九号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「子ども」とは、 満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚 _____ _____ _____の者 _____をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、及び生計を維持している _____ものをいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による届出をしている子どもであって、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「子ども」とは、 満一歳に達した日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び満一歳に達した日の属する月の末日の翌日から中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）就学の終期に達するまでの者（以下「児童」という。）をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条に規定する保護者であって現に子どもと生計をともにするものをいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による届出をしている子どもであって、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 保護者の前年（一月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条及</p>

改正後	改正前
<p>三 _____</p> <p>_____</p> <p>青森市ひとり親家庭等医療費助成条例 (平成十七年青森市条例第二百一十一号) の規定により医療に関する助成を受け、 又は受けることができる者</p> <p>(医療証)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった ときは、その内容を審査し、医療費の助成 を受ける資格があると認めた対象者に係る 申請者に対し _____、 医療証を交付する。</p> <p>第五条～第十四条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>び第三条の規定に基づいて算出した額を いう。)が、その者の所得税法(昭和四 十年法律第三十三号)に規定する同一生 計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族 等」という。)並びに当該保護者の扶養 親族でない子どもで当該保護者が前年の 十二月三十一日において生計を維持した ものの有無及び数に応じて別表に定める 額(以下「限度額」という。)以上の者</u></p> <p><u>四 子ども(国民健康保険法の規定による 被保険者である乳児を除く。)のうち、</u> 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例 (平成十七年青森市条例第二百一十一号) の規定により医療に関する助成を受け、 又は受けることができる者</p> <p>(医療証)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった ときは、その内容を審査し、医療費の助成 を受ける資格があると認めた対象者に係る 申請者に対し、<u>規則で定める区分に従い</u>、 医療証を交付する。</p> <p>第五条～第十四条 (略)</p> <p><u>別表(第三条関係)</u> (略)</p>

(2) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成十七年条例第二百一十一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による届出をしているひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童であって、かつ、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による届出をしているひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童であって、かつ、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の規定により医療に関する助成を受け、又は受けることができる者</p> <p>四・五 （略）</p>
<p>第四条 （略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第五条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、対象者が医療取扱機関等において療養の給付を受ける際、当該医療取扱機関等に受給者証（対象者のうち、児童</p> <hr/> <p>_____であって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが、入院治療に係る療養の給付を受ける</p>	<p>第四条 （略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第五条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、対象者が医療取扱機関等において療養の給付を受ける際、当該医療取扱機関等に受給者証（対象者のうち、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）就学の終期に達するまでの者（以下「子ども」という。））であって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが、入院治療に係る療養の給付を受ける</p>

改正後	改正前
<p>場合にあつては、受給者証及び社会保険各法に規定する保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証)を提示しなければならない。</p> <p>第六条～第九条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第十条 医療費の助成は、対象者が児童以外の者である場合にあつては受給者に支払うことによってこれを行うものとし、対象者が児童である場合にあつては一部負担金の支払を不要とし、医療取扱機関等の請求により青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて当該医療取扱機関等に支払うことによってこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療取扱機関等に一部負担金を支払った場合(その対象者が児童である場合に限る。)における医療費の助成は、受給者に支払うことによってこれを行うものとする。</p> <p>第十一条～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p>	<p>場合にあつては、受給者証及び社会保険各法に規定する保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証)を提示しなければならない。</p> <p>第六条～第九条 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第十条 医療費の助成は、対象者が子ども以外の者である場合にあつては受給者に支払うことによってこれを行うものとし、対象者が子どもである場合にあつては一部負担金の支払を不要とし、医療取扱機関等の請求により青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて当該医療取扱機関等に支払うことによってこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療取扱機関等に一部負担金を支払った場合(その対象者が子どもである場合に限る。)における医療費の助成は、受給者に支払うことによってこれを行うものとする。</p> <p>第十一条～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p>

(3) 青森市重度心身障害者医療費助成条例（平成十七年条例第百二十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（受給者証等の提示）</p> <p>第五条 受給者証等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、対象者が医療取扱機関等において療養の給付を受ける際、当該医療取扱機関等に受給者証等_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を提示しなければならない。</p>	<p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（受給者証等の提示）</p> <p>第五条 受給者証等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、対象者が医療取扱機関等において療養の給付を受ける際、当該医療取扱機関等に受給者証等<u>（対象者のうち、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）就学の終期に達するまでの者（以下「子ども」という。）であって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが、入院治療に係る療養の給付を受ける場合にあつては、受給者証等及び社会保険各法に規定する保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証）</u>を提示しなければならない。</p>
<p>第六条～第九条 （略）</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第十条 医療費の助成は、対象者が国民健康保険法の規定による被保険者以外の者_____である場合にあつては受給者に支払うことによってこれを行うものとし、対象者が国民健康保険法の規定による被保険者<u>である</u>_____場合にあつては一部負担金（第八条第二項の適用を受ける場合にあつては同項の規定により算定される医療費の助成額に相当する一部負担金に限る。）の支払を不要とし、医療取扱機関等の請求により青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金</p>	<p>第六条～第九条 （略）</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第十条 医療費の助成は、対象者が国民健康保険法の規定による被保険者以外の者<u>又は子ども以外の者</u>である場合にあつては受給者に支払うことによってこれを行うものとし、対象者が国民健康保険法の規定による被保険者<u>又は子どもである</u>場合にあつては一部負担金（第八条第二項の適用を受ける場合にあつては同項の規定により算定される医療費の助成額に相当する一部負担金に限る。）の支払を不要とし、医療取扱機関等の請求により青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金</p>

改正後	改正前
<p>を通じて当該医療取扱機関等に支払うこと によってこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療 取扱機関等に一部負担金を支払った場合 （その対象者が国民健康保険法の規定によ る被保険者_____である場合に限る。） における医療費の助成は、受給者に支払う ことによってこれを行うものとする。</p> <p>第十一条～第十六条 （略）</p>	<p>を通じて当該医療取扱機関等に支払うこと によってこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療 取扱機関等に一部負担金を支払った場合 （その対象者が国民健康保険法の規定によ る被保険者又は子どもである場合に限る。） における医療費の助成は、受給者に支払う ことによってこれを行うものとする。</p> <p>第十一条～第十六条 （略）</p>

(4) 青森市国民健康保険条例（平成十七年条例第二百三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 乳児 満一歳に達した日の属する月の末日までの被保険者（<u>青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）第三条に規定する対象者又は青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百一十一号）第三条に規定する対象者に該当する者を除く。</u>）</p> <p>_____をいう。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 乳児 満一歳に達した日の属する月の末日までの被保険者（<u>以下この号において「一歳未満被保険者」という。</u>）で、<u>その保護者（青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）第二条第三項に規定するものをいう。）の前年（一月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて算出した額をいう。）が、その保護者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない一歳未満被保険者で当該保護者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて同条例別表に定める額を超えるもの</u>をいう。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p>